

議会の動き

臨時議会が五月二十五日に、六月定例村議会が六月八日から十六日まで、九日間の会期で開かれました。

ここでは、その主なものを紹介します。

5 / 25 臨時会

契約の締結

関川中学校屋内運動場改築（建築本体）工事請負契約の締結

契約金額 三億八千七百四十五万円

契約業者 田中・渡辺・鈴木特定共同企業体



6月定例村議会

報告

（財）関川村自然環境管理公社の経営状況報告

岩船地域土地開発公社の経営状況報告

* 右の二件は、平成二十二年年度の事業並びに収支決算、平成二十三年年度の事業・予算について報告するものです。

議案

関川村むらづくり基本条例の一部改正

* 昨春から本部の「ワーキンググループ」で行ってきた検証と見直しを踏まえ、五月十六日に村総合振興審議会に

諮問し、その答申によって条例の一部を改正するものです。関川村国民健康保険条例の一部改正

* 平成二十三年年度の税率を決定するにあたり、前年の所得が減少していることなどを踏まえ、若干、税率をアップするため改正するものです。

また、地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額の引き上げも盛り込んでいます。

女川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に

* 今回、新たに蛇喰地内の村道女川郷一〇四号線の道路改良を加えるために変更するものです。

補正予算

一般会計（第3号）

補正額 8,750万円を追加

総額 41億9,450万円

国民健康保険事業特別会計（第1号）

補正額 140万円を追加

総額 7億8,800万円

介護保険事業特別会計（第1号）

補正額 870万円を追加

総額 8億9,780万円

簡易水道特別会計（第1号）

補正額 130万円を追加

総額 4,670万円

公共下水道事業特別会計（第1号）

補正額 1,320万円を追加

総額 5億210万円

水道事業会計（第1号）

収益的収入 530万円を減額

収益的支出 539万5千円を減額

資本的支出 378万円を追加

村の情報公開制度

平成22年度の実施状況をお知らせします

情報公開制度とは？

村が保有している公文書を請求に応じて公開する制度で、どなたでも請求することができます。

公文書は原則として公開しますが、法律などで非公開とされるもの、個人のプライバシーに関するものなど、一定の理由で公開できない場合があります。

平成22年度情報公開実施状況

情報公開請求件数				
18件	開示件数		非開示件数	
	18件	全部開示 18件	一部開示 0件	20件
不服申立件数			審査機関 への諮問	訴訟
0件	異議申立	審査請求		

がんばろう関川！ 「プレミアム商品券」を 発売します

関川村商工会では、1万円が1万1千円分の買い物ができる「プレミアム商品券」を7月15日から発売します。

このプレミアム商品券は、東日本大震災の影響などで停滞している村内の消費拡大と地域経済の活性化を図ることを目的に『「がんばろう関川」地域活性化対策事業』として発売するものです。商工会では現在、参加加盟店を募集しています。申込〆切は、7月5日(火)。商品券販売についての詳しいことは7月15日号の広報せきかわお知らせ版、折込みチラシなどでお知らせします。

問い合わせ先 関川村商工会 TEL 64 - 1341

《 広報無線について 》

新しい戸別受信機について

新しい戸別受信機には録音機能が付いています。村では、戸別受信機の設定にかかわらず、ミュージックチャイム、ラジオ体操を除いたお知らせの放送、緊急放送を録音するよう設定し、聞き逃しを防ぐようにしています。

これにより、今後は同じ内容の放送回数を減らしていきます。再生していない放送が録音されているときは、録音ランプ（橙）が点滅します。ランプを消灯するには、「再生のしかた」をご覧ください。ランプがわずらわしく、操作が面倒な方は、厚紙等をランプの上に貼って対応してください。

再生のしかた

再 生	<ul style="list-style-type: none"> ・録音ランプが点滅している際に（再生）を押すと、「ピ」と音が鳴り、最も新しい未再生の放送から順に未再生の内容を連続で再生します。 ・再生中は録音ランプが消灯します。 ・各放送の再生開始時には「ピ」と音が鳴ります。 ・未再生の放送をすべて再生すると、「プ」と音が鳴り、待ち受け状態に戻ります。（ランプ点滅消灯） ・未再生の放送をすべて再生し終わった後に再度（再生）を押すと、最も新しい放送から順に連続で再生します。 ・すべての放送の再生が終了すると、「プ」と音が鳴り、待ち受け状態に戻ります。
次の放送にとぶ	<ul style="list-style-type: none"> ・再生中に（再生）を押すと、「ピ」と音が鳴り、次の放送を再生します。
放送の頭出し	<ul style="list-style-type: none"> ・再生中に（戻る）を押すと、「ピ」と音が鳴り、現在再生している番組の最初から再生します。
前放送に戻る	<ul style="list-style-type: none"> ・再生中の放送の冒頭で（戻る）を押すと、「ピピ」と音が鳴り、1つ前の放送に戻って再生を開始します。 ・1つ前の放送が無い場合は、再生している放送の最初から再生します。
再生停止	<ul style="list-style-type: none"> ・再生中に（緊急解除 停止）を押すと、「プ」と音が鳴り、再生を停止して、待ち受け状態に戻ります。

再生中に通報を受信した場合は、再生を中断して、通報の受信を優先します。

7月 12日に古い広報無線の電波を停止します

新しい広報無線戸別受信機の設置がほとんど終了しました。完全に設置が終了する7月12日（火）に古い広報無線の電波を停止しますので、古い戸別受信機は使用できなくなります。

まだ古い戸別受信機を使用している方は、役場総務課（TEL64 1476）へご相談ください。

将来満額の老齢基礎年金を受け取るために、～の期間について10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めること（追納）ができます。保険料免除等となった期間の翌年度から一定期間を経過して保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をおすすめします。

必ず保険料を納めるか、納めることが難しい方は～の申請をしましょう。

《手続きに必要なもの》

失業された方
雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証
学生の方
在学証明書又は学生証の写し

国民年金に関する問い合わせ先
住民福祉課 住民福祉班 TEL 64 - 1471

国民年金保険料を納めることが難しい方は？

保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の納付が免除又は猶予される制度があります



免除（全額免除・一部納付）制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料が全額又は一部免除となります。

若年者納付猶予制度

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例制度

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。